

## 子育て支援住宅の定期入居承認実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第8条の3第1項に定める子育て支援住宅（以下「子育て支援住宅」という。）における借地借家法第38条第1項の規定に基づく定期借家契約（期間の定めがあり、かつ、更新がない建物の賃貸借）の制度運用等にかかり、必要な事項を定めようとするものである。

(子育て支援住宅の入居者募集の広報)

第2条 条例第4条第2項の規定により、子育て支援住宅の入居者の公募を広報する場合にあっては、同条第3項の「その他必要な事項」として、子育て支援住宅の入居に関して、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 入居申込者は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者（胎児を含む。）がある者でなければならないこと。
- (2) 入居の期間が定められており、入居承認時点における同居者が18歳に達する日以後の最初の3月31日とその期間の満了日であること。
- (3) 入居承認は、その更新がなく、前号の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われること。
- (4) 入居者は、承認期間の満了する日（以下「満了日」という。）までに、当該住宅を明け渡さなければならないこと。
- (5) 承認期間は、これを変更することができないこと。
- (6) 前号の規定に関わらず、入居者が次のアからコまでのいずれかに該当する場合は、承認期間の満了前であっても入居承認を受けた子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）を明け渡さなければならないこと。
  - ア 承認期間の満了前に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者（胎児を含む。）が居住しなくなったとき。
  - イ 入居者が承認期間の満了前に当該住宅を明け渡す旨の申出をしたとき。
  - ウ 不正の行為によって市営住宅に入居したとき。
  - エ 家賃を3月分以上滞納したとき。
  - オ 市営住宅を故意または重過失により滅失し、又はき損したとき。
  - カ 入居者又は入居者の配偶者が居住用の建物を有しているとき。
  - キ 正当な理由がなく、当該住宅で引き続き1月以上起居しないとき。
  - ク 入居者又は同居者が暴力団員であるとき。
  - ケ 条例第27条第2項に規定する高額所得者に認定されたとき。
  - コ その他条例又は条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (7) 家賃の滞納等がない当該住宅の入居者は、満了日の一定期間前の日から当該住宅以外の市営住宅への住替えが可能であること。
- (8) 前号の住替えに係る費用は、入居者が負担すること。

(定期入居承認の事前説明)

第3条 市長は、条例第8条の3第5項前段の規定に基づき、子育て支援住宅に入居しようとする者（以下「入居予定者」という。）に対し、条例第8条の3第1項の入居承認（以下「定期入居承認」という。）をする日より前に、「子育て支援住宅の定期入居承認に係る事前説明書（第1号様式）」に記載された内容を説明するとともに、当該書面を交付する。

2 前項の説明及び書面の交付を受けた者は、市長に対して、条例第8条の3第5項後段の規定に基づき、「子育て支援住宅の定期入居承認の説明を受けた旨の確認書（第2号様式）」を提出しなければならない。

(定期入居承認)

第4条 定期入居承認を受けようとする入居予定者は、京都市市営住宅条例施行規則第3条第5号に規定する書類として、市長に対して、「市営住宅入居誓約書（第3号様式）」を提出しなければならない。

2 市長は、定期入居承認をしたときは、条例第12条第1項及び第2項に基づき、当該承認をした者に対して、「子育て支援住宅の定期入居承認通知書（第4号様式）」に記載された内容を説明するとともに、当該書面を交付する。

3 前項の説明及び書面の交付を受けた者は、市長に対して、「子育て支援住宅の定期入居承認通知書の交付を受けた旨の確認書（第5号様式）」を提出しなければならない。

(定期入居承継承認)

第5条 子育て支援住宅の入居者が死亡又は退去した場合において、条例第24条第1項の規定に基づき、当該入居者と同居していた者（以下「入居承継予定者」という。）が当該住宅に引き続き居住すること（以下「定期入居承継」という。）を申し込む場合にあっては、第3条及び前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「条例第8条の3第5項前段の規定」とあるのは「条例第24条第3項において準用する条例第8条の3第5項前段の規定」と、「入居予定者」とあるのは「入居承継予定者」と、「条例第8条の3第1項の入居承認」とあるのは「条例第24条第1項の規定による承認」と、「定期入居承認」とあるのは「定期入居承継承認」と、第3条第2項中「条例第8条の3第5項後段」とあるのは「条例第24条第3項において準用する条例第8条の3第5項前段の規定」と、前条第1項中「定期入居承認を受けようとする入居予定者」とあるのは「定期入居承継の承認を受けようとする入居承継予定者」と読み替えるものとする。

2 市長は、子育て支援住宅の定期入居承継を承認する場合、入居承継予定者に対して、「子育て支援住宅の定期入居承継承認通知書（第6号様式）」に記載された内容を説明するとともに、当該書面を交付する。

3 前項の説明及び書面の交付を受けた者は、市長に対して、「子育て支援住宅の定期入居承継承認通知書の交付を受けた旨の確認書（第7号様式）」を提出しなければならない。

(他の市営住宅への住替えの案内)

第6条 市長は、子育て支援住宅の入居者が京都市市営住宅住宅変更実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第7号に該当する（ただし、要綱第4条第4号に該当する場合を除く。以下「要件」という。）日の属する年の前年の4月1日（同日が日曜日に当たるときは4月2日とし、同日が土曜日に当たるときは4月3日とする。以下同じ。）に、当該入居者に対して、他の市営住宅への住替えが可能となる日等を「他の市営住宅への住替えの案内（第8号様式）」（以下「住替え案内」という。）により通知する。

2 前項の通知後、市長は、毎年4月1日に、前項の入居者に対して住替え案内により通知するものとする。ただし、次条第1項の通知をすることとなる日以降は、住替え案内による通知を要しない。

（流産等があった場合の他の市営住宅への住替えの措置）

第7条 入居者又は同居者が妊娠中に子育て支援住宅に入居した後、その妊娠中の胎児が流産又は死産等により失われた場合、市長は、条例第26条第1項第7号及び要綱第3条第7項の規定に基づき、当該入居者に対して、他の市営住宅へ住替えを認めることができる。ただし、要件喪失の原因に本人の責が伴わないことを踏まえ、最長3年間を限度として、入居している子育て支援住宅への居住を引き続き認めることができる。

2 前項の規定により、胎児の流産又は死産等があった後、入居している子育て支援住宅に引き続き居住している間に、入居者又は同居者が新たな子を妊娠した場合及び15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある養子を縁組した場合は、条例第8条の4第1項の規定により、子育て支援住宅に引き続き居住することができる。

（承認期間満了前の通知）

第8条 市長は、条例第8条の3第6項の規定に基づき、子育て支援住宅の承認期間が満了する日の属する年の前年の4月1日に、当該子育て支援住宅の入居者（以下「通知先入居者」という。）に対して「子育て支援住宅の承認期間満了通知書（第9号様式）」により通知する。

2 前項の通知は、訪問による手渡し又は郵便法第47条に規定する配達証明その他の方法により、通知先入居者に到達した日を確認できるようにしなければならない。

3 市長は、第1項の通知に「承認期間満了後の意向確認書（第10号様式）」を添付する。

4 通知先入居者は、前項の確認書に必要事項を記載し、市長に対して提出しなければならない。

（再入居の申込み）

第9条 条例第8条の4第1項の規定により、承認期間の満了後も子育て支援住宅に引き続き居住（以下「再入居」という。）したい旨の申出をしようとする者は、当該承認期間が満了する日までに、市長に対して、「子育て支援住宅の承認期間満了に伴う再入居（継続入居）申出書（第11号様式）」を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出を受けて再入居を承認する場合、当該承認をする者に対して、「子育て支援住宅の再入居（継続居住）承認書（第12号様式）」を交付する。

3 前項の承認書の交付を受けた者は、市長に対して、「子育て支援住宅の再入居（継続居

- 住) 承認書の交付を受けた旨の確認書(第13号様式)」を提出しなければならない。
- 4 次のア～ウのいずれかに該当するときは、市長は再入居を認めない。
- ア 入居者が条例第6条各号に掲げるいずれかの要件を備えないとき。
- イ 入居者が条例第26条第1項各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき。
- ウ 入居者が家賃を滞納しているとき。
- 5 条例第8条の4第1項第1号に該当する場合(承認期間が満了する日の翌日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者がある者)は、再入居の期間は、条例第8条の4第2項において準用する条例第8条の3第3項の規定により、同居者のうち最も年齢の低い者が18歳に達する最初の3月31日までとする。
- 6 前項の規定は、再入居の期間満了後に、条例第8条の4第1項第1号の規定により、子育て支援住宅に引き続き居住(以下「再々入居」をいう。)することを承認することを妨げないものとし、再々入居の期間は、前項の規定を準用する。
- 7 条例第8条の4第1項第2号から同項第4号までのいずれかに該当する場合は、再入居の期間は6月間とする。ただし、真にやむを得ない事由があると認められるときは、1回に限り、再々入居することを承認できるものとし、再々入居の期間は6月間とする。
- 8 再入居又は再々入居の承認を受けた入居者についての条例第27条第1項及び第2項の規定の適用については、その者が定期入居承認により子育て支援住宅に入居していた期間は、その者が引き続いて当該子育て支援住宅に居住している期間に通算する。
- 9 再入居又は再々入居の承認を受けた者(以下「再入居者等」という。)が条例第19条第1項の規定により納入すべき敷金の額が、再入居者等が定期入居承認を受けた際に本市に納入した敷金の額を上回る場合にあっては、その上回る額を減額するものとする。
- 10 再入居の承認を受けた者は、再入居の期間が満了する日までに、定期入居承認に基づく原状回復の債務の履行と併せ、再入居の承認を受けた子育て支援住宅の原状回復の債務の履行を行うものとする。ただし、再々入居の承認を受けた場合を除く。
- 11 再々入居の承認を受けた者は、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「再入居」を「再々入居」と、「定期入居承認」を「定期入居承認及び再入居の承認」と読み替えるものとする。
- 12 第1項及び第2項の規定による再入居の申出及びその承認については、第3条(定期入居承認の事前説明)、第4条第1項(市営住宅の入居誓約書の提出)、第5条(定期入居承認)及び第7条(承認期間満了の通知)の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「属する年の前年の4月1日」とあるのは、「6月前まで」と読み替えるものとする。

(管理代行)

- 第10条 公営住宅法第47条第1項に基づき、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)が本市に代わって市営住宅の管理を行う場合において、第3条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「公社理事長」と読み替えるものとし、第1号様式から第13号様式までの様式において、差出人又は宛先が「京都市長」と定められているものについては、それぞれ差出人又は宛先を「公社理事長」に変更する。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は所管部長が定めるものとする。

附 則 (平成28年12月1日決定)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和2年3月27日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和2年9月23日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日決定)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月18日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第3条第1項関係）

都 住 管 第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

京都市長

子育て支援住宅への定期入居に係る事前説明書

下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）への入居について、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第8条の3第5項前段の規定に基づき、あらかじめ次の1から5までのとおり説明します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と \_\_\_\_\_（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間を変更することはできません。ただし、当該住宅の入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明け渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

入居予定の 子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号
	所在地	京都市 区
承認期間	家賃徴収開始日から _____ 年 月 日まで	

（宛先）京都市長

氏名 \_\_\_\_\_

子育て支援住宅の定期入居承認の説明を受けた旨の確認書

私は、下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）に係る入居承認に当たり、あらかじめ次の1から5までの事項について説明を受け、\_\_\_\_年 月 日付け都住管第 \_\_\_\_\_ 号「子育て支援住宅への入居に係る事前説明書」の交付を受けましたので、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第8条の3第5項後段の規定により、この確認書を提出します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と \_\_\_\_\_（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間は、これを変更することができません。ただし、入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

入居予定の 子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号
	所在地	京都市 区
承認期間	家賃徴収開始日から 年 月 日まで	

## 市営住宅入居誓約書

年 月 日

(宛先)

京都市長

住所

氏名

市営住宅への入居に当たり、私の世帯全員は、暴力団員ではないことを宣誓するとともに、入居のうへは、京都市市営住宅条例、同施行規則等に定められている事項及び入居承認通知書に定める許可条件（私が入居を申し込んだ市営住宅については、入居期間が定められており、その期間の更新はなく、期間満了後は速やかに明け渡さなければならないこと等）を理解のうへ遵守して使用し、これらに違反したときは市営住宅を明け渡すことを誓約いたします。

(事項例)

- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するもの）を居住させないこと。（条例第23条、第26条）
- 家賃や共益費（裏面参照）を遅滞なく支払うこと。（条例第18条、第20条）
- 修繕負担区分については、京都市市営住宅条例の規定に従い、入居者の負担すべきものは、各自で修繕すること。（条例第20条）
- 市長の承認を得ないで、市営住宅の原状に変更を加えないこと。（条例第22条）
- 市長の承認を得ないで、他の者を同居させないこと。（条例第23条）
- 他の入居者の迷惑になるため、市営住宅内で犬・猫・はとなどの動物を飼育したり、市営住宅の敷地内で、犬・猫・はとなどの動物に餌やりをしないこと。（条例第22条）
- 市営住宅の廊下、階段等の共用部分に物を置いたり、パラボラアンテナ等の工作物を設置しないこと。（条例第22条）
- 家屋、マンションなど居住用の建物等を所有しないこと。（条例第26条）
- 収入が基準を超えた場合、市営住宅を明け渡すように努めること。（条例第28条）

## 共 益 費

次に掲げる費用については、市営住宅の入居者が共同して使用する部分に係る費用ですので、入居者の皆さんに共同して負担していただきます。

### (1) 電気代

関西電力㈱などの電力会社の請求代金で、共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）～（ウ）に掲げる費用）

（ア）廊下灯、階段灯

（イ）給水タンクの動力費

（ウ）エレベーターの運転費用、消火栓ポンプ動力費

### (2) 水道代、下水道使用料

京都市上下水道局の請求代金で、共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）及び（イ）に掲げる費用）

（ア）散水栓使用料

（イ）ゴミ置場水道使用料

### (3) その他の共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）～（エ）に掲げる費用）

（ア）側溝等の清掃費用

（イ）除草等の費用

（ウ）共用部分の電灯の交換等の費用

（エ）集会所を使用した場合の電気代、ガス代、水道代

様

京都市長

子育て支援住宅の定期入居承認通知書

京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）への入居を承認します。

なお、当該承認に当たり、条例第12条第1項及び第2項に基づき、次の1から5までのとおり通知します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と名義人（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（定期建物賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間は、これを変更することができません。ただし、入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

名義人	
-----	--

入居を承認する 子育て支援住宅	住宅名	
	所在地	
家賃徴収開始日 (入居指定日)	年 月 日	
承認期間		

月額家賃	円	敷金（月額家賃の3箇月分）	円
------	---	---------------	---

市営住宅の引渡し日（鍵を渡す日）	年 月 日
------------------	-------

※ 月額家賃の額については、条例第15条第1項に基づき、毎年度算定します。

同居を認める者の氏名	続柄	生年月日

（宛先）京都市長

氏名

子育て支援住宅の定期入居承認通知書の交付を受けた旨の確認書

私は、下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）について、 年 月 日付け京市住公業第 号「子育て支援住宅の定期入居承認通知書」の説明及び交付を受け、次の1から5までの事項について了承したので、この確認書を提出します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と名義人（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（定期建物賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間は、これを変更することができません。ただし、入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

名義人		
入居予定の 子育て支援住宅	住宅名	
	所在地	
承認期間		

第6号様式（第5条第2項関係）

京都市指令都住管第 号  
年 月 日

市営住宅 棟 号  
様

京都市長  
(担当 )

子育て支援住宅の定期入居承継承認通知書

年 月 日付けの入居承継申込みについては、京都市市営住宅条例第24条第1項の規定により、下記のとおり承認します。また、当該承認に当たり、次の1から5までのとおり通知します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と \_\_\_\_\_（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間は、これを変更することができません。ただし、入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

入居承継をする 子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号
	所在地	京都市 区
新使用名義人		
旧使用名義人		
承認日	年 月 日	
承認期間	承認日から 年 月 日まで	

年 月 日

（宛先）京都市長

氏名 \_\_\_\_\_

子育て支援住宅の定期入居承認通知書の交付を受けた旨の確認書

私は、下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）について、  
\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け京都市指令都住管第 \_\_\_\_号「子育て支援住宅の  
定期入居承認通知書」の説明及び交付を受け、次の1から5までの事項  
について了承したので、この確認書を提出します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と \_\_\_\_\_（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間は、これを変更することができません。ただし、入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

入居予定の 子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号
	所在地	京都市 区
承認期間	家賃徴収開始日から ____年 ____月 ____日まで	

第8号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

市営住宅 棟 号  
様

京都市長  
(担当 )

他の市営住宅への住替えの御案内

現在、あなたが入居している下記の子育て支援住宅については、御入居いただける期間が定められています。あらかじめ、計画的に他の住宅への住替えを御準備いただきますよう、お願いいたします。

なお、現在入居されている子育て支援住宅以外の市営住宅への住替えを御希望される場合は、\_\_\_\_\_年 月 日から住替えが可能となりますので、御案内させていただきます（ただし、家賃を滞納していないことなど、所定の要件を満たしていることが前提となります）。

他の市営住宅への住替えの方法は、①年4回（4月、6月、9月、12月）の市営住宅の公募に申し込んでいただく場合（この場合は抽選となります。）と、②京都市があらかじめ用意している特定の市営住宅に住み替えていただく場合（この場合は先着順となります。）の2種類があります。

詳細につきましては、お手数ですが、以下の窓口又は電話でお問い合わせください。

記

現在入居いただいている 子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号
	所在地	京都市 区
承認日	年 月 日	
承認期間	承認日から 年 月 日まで	

(問合せ先)

第9号様式（第8条第1項関係）

都 住 管 第 号  
年 月 日

市営住宅 棟 号  
様

京都市長  
(担当 )

子育て支援住宅の承認期間満了通知書

京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第8条の3第6項の規定により、現在あなたが入居している下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）に係る入居承認について、下記の承認期間（以下「当該承認期間」という。）の満了する日をもって承認期間が満了し、その効力が失われることを通知します。当該承認期間の満了する日（以下「満了日」という。）までに、当該住宅以外の住宅に住み替えていただき、当該住宅を明け渡してください。

なお、条例第8条の4の規定により、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、新たな入居承認により当該住宅に引き続き居住することができる場合がありますので、該当する場合はその旨を申し入れてください。

- (1) 入居承認後に出産等により子供が増え、満了日の翌日において、18歳に達する以後の最初の3月31日までにある同居者（高校修了相当の年齢に達するまでの同居者）がいる場合
- (2) 現在入居者が妊娠中である場合、又は同居者に妊娠中の者がいる場合
- (3) その他特別な事情がある場合

記

1 子育て支援住宅

市営住宅 棟 号

2 1の住宅の所在地

京都市 区

3 承認期間

家賃徴収開始日から 年 月 日まで

年 月 日

（宛先）京都市長

市営住宅 棟 号  
 （名義人・同居人）

電話 自宅 —  
 連絡先 — —

承認期間満了後の御意向確認書

1 現在の世帯構成を御記入ください。

氏 名	続 柄	生年月日	職業・勤務先
	名義人		

2 承認期間満了後の御意向について、該当する項目を○で囲んでください。

- (1) 期間満了前に他の住宅に住替え予定である。 → 3へ詳細を記入してください。
- (2) 期間満了後も高校生までの子供がいる、現在妊娠中である等の特別な事由があるため、引き続き現在の市営住宅に居住したい。  
 → 4へ詳細を記入してください。

3 該当する番号及び項目を○で囲むとともに、明渡時期を記載してください。

住 替 予 定	明渡時期（※）
(1) 他の市営住宅に住替え予定である。	年 月 日
(2) 公団・公社住宅（分譲・賃貸）を（契約中・申込中）である。	予定
(3) 民間借家に入居（契約中・検討中）である。	※ 明渡時期については、「子育て支援住宅の承認期間満了通知書」により通知された承認期間満了日以前の日を記載してください。
(4) 住宅を（購入・新築工事中・新築計画）中）である。	
(5) その他 （内容） _____ _____ _____	

4 特別な事由により、引き続き市営住宅への入居を申し込む場合

明渡できない理由
(1) 同居者（ ）に、承認期間満了後も高校生又は高校修了相当の年齢（※注）の子供がいる。
<u>注：18歳に達する最初の3月31日までの子供をいいます。なお、留年等により、この年齢を超えている場合は、高校生であっても、(1)の事由には当たりません。</u>
(2) (名義人・同居者)（ ）が妊娠中である。
(3) その他特別の事情がある。
(内容)
_____
_____
_____
_____
_____

第11号様式（第9条第1項関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

氏名 \_\_\_\_\_

子育て支援住宅の承認期間満了に伴う再入居（継続居住）申出書

この度、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第8条の3第6項の規定により下記の子育て支援住宅（以下「当該子育て支援住宅」という。）に係る承認期間満了の通知を受けたところですが、当該子育て支援住宅に引き続き居住したいので、条例第8条の4第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号							
	所在地	京都市 区							
承認期間の満了する日		年 月 日							
継続居住を希望する期間		承認期間の満了する日の翌日から 年 月 日まで							
継続居住を申し出る事由 (※ 右欄の該当する番号を○で囲んでください。)		1 承認期間満了日を過ぎてからも、高校生まで又は高校修了相当までの年齢の子供がいる 2 世帯の中に、妊娠中の者がいる 3 その他の事由 ( )							
継続居住をしようとする者	氏名		性別		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	所得金額	円	
	勤務先		所在地						
	同居親族	氏名	続柄	性別	生年月日 (年齢)		勤務先		所得金額
					年 月 日生 (歳)		名称	所在地	円
					年 月 日生 (歳)				
					年 月 日生 (歳)				
				年 月 日生 (歳)					

市営住宅 棟 号  
様

京都市長  
(担当 )

子育て支援住宅の再入居（継続居住）承認書

京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第3条及び第8条の4第1項の規定に基づき、下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）への入居を承認します。なお、当該承認に当たり、条例第12条第1項及び第2項に基づき、次の1から5までのとおり説明します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と \_\_\_\_\_（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の入居承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間は、これを変更することができません。ただし、入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

再入居を承認する 子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号
	所在地	京都市 区
再入居に係る 家賃徴収開始日	年 月 日	
承認期間	再入居に係る家賃徴収開始日から 年 月 日まで	

月額家賃	円	敷金（月額家賃の3箇月分）	円
------	---	---------------	---

同居を認める者の氏名	続柄	生年月日

※ 月額家賃の額については、条例第15条第1項に基づき、毎年度算定します。

年 月 日

（宛先）京都市長

氏名 \_\_\_\_\_

子育て支援住宅の再入居（継続居住）承認書の交付を受けた旨  
の確認書

私は、下記の子育て支援住宅（以下「当該住宅」という。）について、  
\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け京都市指令都住管第 \_\_\_\_号「子育て支援住宅の  
再入居（継続居住）承認書」の説明及び交付を受け、次の1から5までの事  
項について了承したので、この確認書を提出します。

- 1 当該住宅につき、京都市（賃貸人）と \_\_\_\_\_（賃借人）が、借地借家法第38条第1項に規定する定期建物賃貸借（定期借家）契約を締結するものです。
- 2 当該住宅に係る入居承認は、下記の承認期間（以下「承認期間」という。）の満了によって、その効力が失われます。
- 3 当該住宅の入居者は、承認期間の満了する日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。
- 4 当該住宅に係る入居承認（賃貸借契約）の更新はありません。
- 5 承認期間は、これを変更することができません。ただし、入居者からの申立てにより、承認期間の満了前に当該住宅を明け渡していただくことは可能です。また、入居者が次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当する場合は、市長が入居者に対して、承認期間の満了前に当該住宅の明渡しを求める場合があります。
  - (1) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 条例第27条第2項に定める高額所得者に認定されたとき。

記

再入居する 子育て支援住宅	住宅名	市営住宅 棟 号
	所在地	京都市 区
承認期間	再入居に係る家賃徴収開始日から 年 月 日まで	